

## 議案第64号

### 権利の放棄（鳥取県進学奨励資金貸付金返還金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 権利放棄の内容

昭和62年9月30日から平成2年1月1日までに貸し付けた鳥取県進学奨励資金貸付金に係る未返還額の請求権について権利を放棄するものである。

#### 2 権利放棄する金額

貸付金1,056,000円のうち257,840円の未返還額

#### 3 相手方

債務者 米子市 個人

連帯保証人 西伯郡大山町 個人

#### 4 理由

債務者及び連帯保証人ともに、裁判所による再生計画認可決定が確定し、民事再生法（平成11年法律第225号）第232条第2項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。